平成２１年（フ）第１３５９号
名古屋市瑞穂区雁道町１丁目36番地、住民票上の住所名古屋市瑞穂区雁道町１丁目36番地ＡＭＡＺＩＮＧ　ＺＯＮＥ　301号
債務者　田中大二郎
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６０号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地62棟105号、従前の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目３番地の９
債務者　澤　　春彦
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８７号
神戸市垂水区塩屋町６丁目19番33号
債務者　岩永　宮子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２号
長崎県佐世保市野中町500番地２　小規模多機能ホームゆめ、住民票上の住所長崎県佐世保市星和台町28番３号
債務者　梶原　忠常
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第９７号
福島市野田町３丁目６番34号
債務者　遠藤　　薫
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第９８号
福島市野田町３丁目６番34号
債務者　遠藤　徳子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１３４８号
名古屋市熱田区南一番町18番９号　サトウビル４Ａ号
債務者　今　　実
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６５５号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅４棟402号
債務者　宇田　愼一（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６２号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1221番地９
債務者　森岡雄一郎
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５８５号
北九州市小倉北区大田町９番21号　有田荘15号
債務者　荻原　勝美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５８６号
北九州市小倉北区大田町９番21号　有田荘15号
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６０３号
北九州市小倉南区横代北町１丁目９番３号
債務者　竹原　太志
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６４７号
北九州市小倉南区横代北町４丁目13番28―202号
債務者　松田　美香
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７５号
北九州市小倉北区黒住町20番10号　ホワイトハイツ黒住202号
債務者　江口　忠彦
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７６号
北九州市小倉北区長浜町１番８号
債務者　廣重　史司
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４８号
鹿児島県曽於市大隅町岩川7980番地９
債務者　徳永　絹子（旧姓田ノ上）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目15番８号
債務者　下園　豊子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係